

宗像都市計画地区計画の決定（宗像市決定）

都市計画須恵平原地区計画を次のように決定する。

名 称	須 恵 平 原 地 区 計 画	
位 置	宗像市大字須恵字平原の一部	
面 積	約 1 . 8 ヘクタール	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	<p>本地区は、J R鹿児島本線赤間駅から北北西約 1 . 5 キロメートルに位置し、周囲を良好な低層住宅地に囲まれた集合住宅地である。</p> <p>そこで、地区計画を定めることにより、建築物用途の混在あるいは日照等の居住環境の悪化を防止し、良好な共同住宅地としての市街地の形成を目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>隣接する低層専用住宅と調和のとれた街づくりを図るため、良好な環境の中層住宅としての土地利用を促進する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>中層住宅地として良好な環境の形成と保全のため、建築物の用途の制限と高さの最高限度等を設定する。</p>

地 区 整 備 計 画	建 築 物	建築物等の 用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 共同住宅 2 上記の建築物に付属するもの 3 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めたもの。
	等 に	建築物等の高さ の最高限度	20メートル
	関 す	壁面の位置の 制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道路境界までの距離は1メートル以上とする。
	る 事 項	建築物等の 形態又は 意匠の制限	建築物の外壁は、刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。
備 考	用語の意義及び算定方法については建築基準法及び同法施行令の例による。		

「地区計画の区域は計画図表示のとおり」